

山口県民文化ホールいわくに  
(シンフォニア岩国)  
カフェ出店者応募要領



令和7年3月

山口県観光スポーツ文化部 文化振興課

山口県民文化ホールいわくに（シンフォニア岩国）は、クラシック音楽を中心とした生演奏の音楽に最適の条件を備えたコンサートホールを中核とする文化の拠点施設です。

また、近年は子育て世代の方が足を運びやすいサービスの充実や地域の方々が世代を超えて触れ合える場の提供等を積極的に行い、県内外から年間15万人を超える方々に来館いただいています。

このたび、シンフォニア岩国の館内カフェにふさわしい飲食サービスを提供できる出店者を募集します。

## 1 施設の概要

### (1) 施設

ア 施設の名称	山口県民文化ホールいわくに（シンフォニア岩国）
イ 住 所	岩国市三笠町1-1-1
ウ 構 造	SRC構造 地下1階、地上3階
エ 延べ床面積	14,430㎡
オ 開 館 日	年末年始（12月29日～翌年1月3日）及び、保守点検の日（月1回程度）を除く毎日
カ 開 館 時 間	9：00～22：00
キ 利 用 人 数	153,614人（令和5年度）

### (2) カフェ

#### ア パントリー

- ・面積：22.20㎡
- ・器財等

No	品 名	メーカー・品番（型式）	数量
①	IHクッキングヒーター	パナソニック KZ-CK2020	1台
②	電子レンジ	パナソニック NE-1801	1台
③	冷凍冷蔵コールドテーブル	(株)マルゼン SUR-K1261CA	3台
④	水切付二層シンク	(株)マルゼン BSM2-126R	1台
⑤	引出付テーブル	(株)マルゼン (900×600×800×150)	1台
⑥	コーナーテーブル	(株)マルゼン (600×680×800)	1台
⑦	吊 戸 棚	(株)マルゼン BCS6-1265S	3台
⑧	電気瞬間湯沸器	ニチワ電機(株) NEB-21	1台
⑨	製 氷 機	ホシザキ(株) IM-115M-1	1台

①・⑤



②



⑥



③



③



④



⑦



⑧



⑨



※調理にガスの使用はできません

## イ カウンター

面積：1.02㎡

## ウ 客席スペース（約70席）

約150㎡のスペースに、長机1、大机8、小机17設置。

※ 客席スペースを除き、館内は原則飲食不可

※ 専用の倉庫はありません。

※ 使用許可の対象は、上記ア及びイの部分とします。

ただし、客席スペースの清掃・整頓を行ってください。

## 3 営業の条件等

### (1) 営業日時

- ・土曜日、日曜日、祝日の11時～17時を基本とする
- ・上記の曜日、時間以外も開館日・開館時間の範囲で営業可
- ・ただし、その他の日についても指定管理者より、営業のお願いをする場合があります。

### (2) 留意すべき事項その他

- ・文化ホールの館内カフェにふさわしい飲食サービスの提供を行うこと。
- ・食品衛生許可をはじめ、営業に必要なものは申請者の負担による。
- ・害虫が発生することのないよう衛生管理には、細心の注意を払うこと。
- ・営業に伴い発生するゴミ・残飯は、日々持ち帰ること。
- ・メニューは、料理の臭いが強く残らず、館内に影響しないものとする。こと。（本格的な調理は、別の場所で行うほうが望ましい）
- ・客席スペースは使用許可範囲外であり、一般の方との共用スペースとなることに留意すること。
- ・パントリースペースについては入念に清掃を行うとともに、客席スペースの清掃・整頓も併せて行うこと。
- ・文化ホール内での営業であるため、指定管理者の申し入れに柔軟に対応すること。
- ・施設の改修は原則認めない。ただし、指定管理者、山口県文化振興課の承諾を得て実施した場合は、退去時に復旧すること。
- ・カフェ店舗の名称及び看板の位置については、指定管理者、山口県文化振興課と協議し決定すること。
- ・文化ホール利用者の利便性に不足のないよう対応を行うこと。

#### 4 行政財産の使用申請等

##### (1) 行政財産の使用許可

- ・許可期間：許可日（令和7年6月1日頃を目途）～令和8年3月31日  
特段の申出または契約上の違反等がなく、良好な運営が認められる場合には、1年毎の更新が可能です。

営業開始日については指定管理者、山口県文化振興課と協議の上決定。

カフェの設置及び撤去等に要する期間は、行政財産使用許可の期間に含まれます。

- ・対象施設：パントリースペース及びカウンター

パントリー22.20㎡+カウンター1.02㎡=23.22㎡

- ・行政財産使用料：

【令和7年6月1日～令和8年3月31日】25万円程度（減免適用後）

※通知後20日以内で、使用を開始する日の前日までの日に納入

##### (2) 光熱水費

- ・電気及び水道使用（上・下）の実費相当額を徴収
- ・山口県民文化ホールいわくに（シンフォニア岩国）指定管理者の請求により納入。

#### 5 応募資格

- (1) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有する者
- (2) 食品衛生法に基づく営業の禁止、停止命令又は改善命令等の行政処分を過去3箇年の間、受けていない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の禁止、停止命令又は改善命令等の行政処分を過去3箇年の間受けていない者
- (4) 税金を滞納していない者

#### 6 応募方法

出店を希望する者は、次の書類を受付期間内に山口県文化振興課あてに提出してください。

##### (1) 提出書類

ア 出店申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

- 添付）
- ・直近3箇年の決算等経営状況が判断できる書類（経営実績が3箇年に満たない部分については不要）
  - ・税金（国、県、市）の滞納がないことの納税証明
  - ・会社概要（パンフレット等既存のもので可）

- ウ 事業計画書（様式3） ※選考において重要な提案書となります。
- ・基本コンセプト
  - ・運営の計画（人員配置、サービスの提供方法）
  - ・主なメニュー及び価格
  - ・経営・従事実績

## (2)受付期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月25日（金）17時まで【必着】

## (3)提出・問合せ先

〒753-8501

山口市滝町1-1

山口県観光スポーツ文化部 文化振興課 担当：近藤

電話：083-933-2627

FAX：083-933-4829

メール：[a19300@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a19300@pref.yamaguchi.lg.jp)

※現地をご覧になりたい場合は、シンフォニア岩国（0827-29-1600）へ直接お問い合わせください。

## 7 事業者の選定

指定管理者等で構成する山口県民文化ホールいわくに（シンフォニア岩国）カフェ出店者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、1次審査（提出された書類の審査）及び2次審査（面接）を行い、概ね令和7年5月中に最終決定を行う。ただし、文化ホールの館内カフェにふさわしい飲食サービスの提供が困難と判断される場合は、決定を留保する場合がある。

### (1)面接

ア 日時 令和7年5月中

イ 場所 シンフォニア岩国

ウ 準備資料 ①事業計画書 10部

②その他配布資料

※ 日時・場所等の詳細は申込者に個別にお知らせします。

### (2)選定結果の通知

選定結果の通知は、提案者全員に通知する。

## 8 決定の取消し

次の場合には、出店者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可申請の手続きに応じなかったとき
- (2) 出店事業者の決定から行政財産使用許可申請までの間に、事業者について資金事情の変化等によりカフェの確実な運営が履行できないと判断したとき
- (3) 提出された書類に虚偽が判明したとき、または著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき
- (4) 施設の公共性、公益性を損なうおそれがあるとき、または行政財産の管理上の支障が生じるおそれがあるとき

なお、上記の理由により出店が取り消された場合は、他の出店希望者の中から総合的に審査し事業者を決定する。

参考 【写真】

手前：客席スペース、右奥：パントリー



客席スペース方向



パントリースペース



大机



小机



小机

